
証券取引審議会専門委員会 の中間報告について

証 取 審 ・ 昭 45. 10. 15

証券取引審議会専門委員会（鈴木竹雄委員長）は10月15日、証券取引法のディスクロージャー制度（企業内容の開示制度）の改善合理化についての中間報告を同審議会総会に提出した。

証券取引法に基づく有価証券の発行流通に関する制度については、昭和39年12月の証取審の報告および昭和40年の証券業の免許制移行に関する証取法改正の際の国会附帯決議において、その改正の必要性が指摘されていた。そこで証取審は43年6月の総会において、同制度の改正問題を検討するため専門委員会の設置を決定した。

専門委員会は44年5月12日に初会合を開き、第1回から第3回までの委員会において証券取引法全般にわたって問題点の洗い出しを行ない、その結果、まず、企業内容の開示制度（証取法第2章有価証券の募集又は売出に関する届出）の問題から審議を始めることとした。

44年10月29日の第4回会合からその具体的検討に入り、第12回（45年7月3日）までの9回にわたる審議で、同制度の法律論的な検討を終えた。第13回（9月12日）以降は特別委員として関係各界の代表がこれに参加し、実務面からの検討をも加え、10月6日の第16回の専門委員会においてこの中間報告をとりまとめたものである。

なお、専門委員会の作業を実質的に補佐する機構として、日本証券経済研究所に証券取引法研究会が設置され、44年7月からその研究を行っている。

今回の中間報告の趣旨は、証券市場の規模拡大、時価発行等による企業の長期資金調達が多様化、証券市場の国際化等に伴い、従来の証取法では、そのねらいとする企業経理の適正化と投資者への企業内容の事実開示という機能が有効に発揮されず、また、制度面において実情にそぐわなくなってきたので、その改善合理化を図る必要があるということである。

中間報告の指摘している主な改善点は、

(1)流通市場における開示制度改善のため、①有価証券報告書の提出基準を改正し、有価証券届出書非提出会社であっても上場会社、証券業協会の店頭登録会社は有価証券報告書の提出を義務づける②有価証券報告書記載内容を簡素合理化する③1年決算会社について、半期報告書を提出させる④企業内容に関し、重要な事実の発生があった場合には臨時報告書を提出させる。

(2)発行市場における開示制度の改善のため、①有価証券届出書の提出基準を募集または売出に係る有価証券の発行価額または売出価額がそれぞれ1億円以上の場合に提出させる②募集または売出に関する規制の合理化を図るため、有価証券届出書の効力発生前においても募集、売出ができることとする③有価証券報告書提出会社の有価証券届出書は、これを簡素合理化する。

(3)有価証券届出書の虚偽記載等に対する責任を明確にするため、民事責任および刑事責任について規定の整備を図る①有価証券届出書の虚偽記載に因る損害賠償責任を役員、引受証券会社、公認会計士等にも負わせる②目論見書の虚偽表示等に因る損害賠償責任額を新たに法定するとともに虚偽記載と損害との因果関係の举证責任に関する規定を設ける③有価証券報告書の虚偽記載に因る賠償責任者の範囲を拡げ、役員、公認会計士等にも責任を負わせる④有価証券届出書等の虚偽記載に対する刑

事罰について、所要の規定の整備を図る。

(4)その他の事項として、①有価証券届出書等に虚偽記載があった場合には、1年以内の期間を定めて届出書を受理しないことができることとする②現行法では適用されていない外国証券も開示制度の対象とする③有価証券届出書等の縦覧場所を増やす④大蔵大臣の公認会計士または監査法人に対する再監査命令に関する規定を創設するなどとなっている。

専門委員会の委員および中間報告の全文は次のとおりである。

証券取引審議会専門委員会委員及び特別委員

委員長	鈴木竹雄(東大名誉教授)
委員	矢沢惇(東大教授)
〃	河本一郎(神戸大教授)
〃	星野孝(東証常務理事)
〃	竹内昭夫(東大教授)
特別委員	奥原時蔵(経団連常務理事)
〃	子安太郎(東レ常務)
〃	渡部泰助(三菱電機企画部長兼広報部長)
〃	笠川元治(関西電力常務)
〃	中西泰男(日証連専務理事)
〃	浅地芳年(日本公認会計士協会顧問)
〃	田辺朋(法務省民事局参事官)

証券取引審議会専門委員会中間報告

昭和45年10月15日

証券取引法に基づく有価証券の発行流通に関する制度については、昭和39年12月の証券取引審議会の報告および昭和40年の証券業免許制移行に関する証券取引法改正の際の国会附帯決議において、つとにその改正の必要性が指摘されている。

これを受けて証券取引審議会は、昭和43年6月の総会において、同制度の改正問題を検討するため専門委員会の設置を決定した。専門委員会は、昭和44年5月に発足し、有価証券の発行流通に関する制度の根幹をなす企業内容開示制度について、今日まで16回にわたって検討を重ね、特に本年9月より関係各界からも特別委員の参加を得て審議を行ってきた。

その結果、昭和28年以来改正が行なわれていない現行証券取引法に基づく企業内容開示制度については、その後の情勢の変化、すなわち証券市場の規模拡大、企業の長期資金調達のための有価証券発行の多様化、証券市場の国際化等に照らし、専門委員会として下記の諸点につきその改善合理化を図る必要があるとの中間的結論を得たので報告する。

I 流通市場における開示制度

現行制度においては、増資等に際して有価証券届出書を提出した会社だけが継続的に有価証券報告書を提出することとされているが、流通市場の規模拡大に伴い、有価証券報告書の開示機能を充実するとともに、投資者に対する継続的開示の機会をふやすため、次のような改善合理化を図ることとする。

1. 有価証券報告書の提出基準の改正

流通性に富む有価証券の発行会社の内容を継続的に開示するため、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買銘柄として証券業協会に登録されている有価証券等の発行会社で、現に、有価証券報告書提出会社に該当していないものに対しても、新たに、その提出を義務づけることとする。

2. 有価証券報告書記載内容の簡素合理化

有価証券報告書の記載内容については、最近の流通市場の実情に即してその簡素合理化を図ることとする。

3. 半期報告書制度の創設

1年決算の有価証券報告書提出会社については、その年央における企業内容を投資者に対し開示するため、新たに、毎事業年度開始の日から6カ月を経過した日までの営業状況、財務内容等を記載した半期報告書を提出することとする。

この場合、その記載内容は、制度の趣旨に照らし簡略なものとする。

4. 臨時報告書制度の創設

企業内容に関し臨時に発生した重要な事実の内容を投資者に対し適時に開示するため、有価証券報告書提出会社は、①国外における有価証券の発行②親会社および重要な子会社の変動③生産活動等に著しい影響を及ぼした災害の発生等について、その事実の内容を記載した臨時報告書を提出することとする。

II 発行市場における開示制度

現行の有価証券届出書制度については、最近における時価発行の増加等に即応したものとするとともに、投資者が有効、適切にこれを利用しうよう、次のような改善合理化を図ることとする。

1. 有価証券届出書の提出基準の改正

現行の有価証券届出書は、募集または売出に係る有価証券の券面額が、それぞれ5千万円または1千万円以上の場合に提出することとされているが、これを改め、その発行価額または売出価額がそれぞれ1億円以上の場合に提出することとする。

2. 募集または売出に関する規制の合理化

投資者に対して十分な熟慮期間を与えるとともに、有価証券の募集または売出の円滑化を図るため、現行制度を改め、①有価証券届出書を提出すれば、届出の効力発生前においても募集または売出ができる

こととするとともに、仮目論見書を使用できることとし、かつ③有価証券届出書を提出すると同時にこれを公衆縦覧に供することとする。

3. 有価証券届出書等の記載内容の簡素合理化

有価証券報告書提出会社については、すでに企業内容が継続的に開示されているので、その提出する有価証券届出書の記載内容につき簡素合理化を図ることとする。

また、目論見書の記載内容についても簡素化するとともに、その表示方法につきグラフを利用する等投資者が理解しやすいよう合理化を図ることとする。

III 有価証券届出書の虚偽記載等に対する責任

粉飾決算により投資者のこうむる損害の救済を担保するとともに、その社会的責任を明らかにするため、有価証券届出書の重要な虚偽記載等に対する民事責任および刑事責任について、次のような規定の整備を図ることとする。

1. 有価証券届出書の重要な虚偽記載については、現在、届出会社だけが損害賠償責任を負っているが、これを改め、その有価証券届出書に係る役員、引受証券会社、公認会計士等も損害賠償責任を負うこととするとともに、損害賠償額の算定基準について合理化を図ることとする。

ただし、届出会社以外の賠償責任者は、虚偽記載について故意または過失がない場合には、免責されることとする。

2. 重要な虚偽記載がある目論見書を使用した者の損害賠償責任については現行の損害賠償に関する規定に加え、新たに、損害賠償額の算定基準および虚偽記載と損害との因果関係の挙証責任に関する規定を設けることとする。

3. 有価証券報告書の重要な虚偽記載については、上記1の有価証券届

出書に関する規定の改正に準じ、新たに、役員、公認会計士等の損害賠償責任に関する規定を設けることとする。

4. 有価証券届出書等の虚偽記載に対する刑事罰について、所要の規定の整備を図ることとする。

IV その他

1. 有価証券届出書等に重要な虚偽記載があった場合には、大蔵大臣は1年以内の期間を定めて、有価証券届出書を受理しないことを決定することができることとする。
2. 現行の企業内容開示制度は、外国証券については、株券または社債券の性質を有するもの等一定範囲のものにだけ適用されているが、最近における証券市場の国際化の進展に照らし、その適用範囲の拡大化を図ることとする。
3. 投資者の閲覧の便に資するため、有価証券届出書等の縦覧場所の増加を図ることとする。
4. 大蔵大臣の公認会計士または監査法人に対する再監査命令に関する規定の創設、その他所要の規定の整備を図ることとする。

(以 上)